

有価証券の時価情報

1.満期保有目的の債券の時価のあるもの (単位:百万円) (参考) (単位:百万円)

区分	平成21年9月末					平成21年3月末				
	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損	帳簿 価格	時価	含み 損益	うち益	うち損
その他	6,679	5,942	▲737	75	812	4,394	4,041	▲352	5	357

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

2.その他の有価証券の時価のあるもの (単位:百万円) (参考) (単位:百万円)

区分	平成21年9月末					平成21年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価 損益	うち益	うち損
株式	719	865	145	153	8	364	467	102	104	1
債券	15,013	15,134	120	257	137	5,185	5,219	34	59	25
国債	4,416	4,459	43	51	8	880	899	19	19	—
地方債	2,694	2,738	43	43	—	498	510	12	12	—
社債	7,902	7,935	33	162	129	3,806	3,809	2	27	25
その他	2,846	2,881	35	164	129	300	299	0	0	0
合計	18,579	18,881	301	576	274	5,849	5,986	136	164	27

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

3.時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額 (単位:百万円) (参考) (単位:百万円)

項目	平成21年9月末	平成21年3月末
その他有価証券 非上場株式	44	21

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目		平成21年9月末	平成21年3月末
自己資本の額	(A)	9,735	6,497
うち基本的項目の額	(B)	9,358	6,341
リスク・アセット等	(C)	64,935	24,884
単体自己資本比率	(A) / (C)	14.99%程度	26.11
基本的項目比率	(B) / (C)	14.41%程度	25.48%
総所要自己資本額	※1	2,597	995

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の平成21年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

うごしんの自己資本比率は、14.99%程度と国内基準の4%を大きく上回っております。

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっています。

地域と共に、あなたと共に。
羽後信用金庫
UGO
秋田県由利本荘市大町32番地 TEL.0184-23-3000(代表)
ホームページ http://www.ugoshinkin.jp

Mini Disclosure

羽後信用金庫の現況

[平成21年9月末]

羽後信用金庫

ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成21年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にしていただければ幸いと存じます。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保にお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

1. 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。

1. 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。

1. 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

当金庫の概要

(平成21年9月30日現在)

名称	／	羽後信用金庫
創立	／	昭和23年4月11日
出資金	／	40億2千6百万円
本店	／	〒015-8601 秋田県由利本荘市大町32番地
店舗数	／	35店舗
会員数	／	37,202名
役職員数	／	250名(男子171名・女子79名)
営業地区	／	秋田県全域

預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	平成21年9月末	平成20年9月末	平成21年3月末
預金	141,397	59,894	59,801
貸出金	79,871	31,564	33,856

貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)	
	平成21年9月末	平成20年9月末	平成21年3月末	
製造業	5,066	製造業	2,630	2,652
農業、林業	478	農業	527	119
漁業	63	林業	121	124
鉱業、採石業、砂利採取業	83	漁業	58	57
建設業	10,687	鉱業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	13	建設業	5,040	5,604
情報通信業	20	電気・ガス・熱供給・水道業	6	5
運輸業、郵便業	1,151	情報通信業	—	—
卸売業	1,514	運輸業	264	279
小売業	5,292	卸売業、小売業	2,427	2,750
金融業、保険業	1,691	金融業・保険業	2,654	2,091
不動産業	10,340	不動産業	2,567	3,203
物品賃貸業	100			
学術研究、専門・技術サービス業	87			
宿泊業	1,571	各種サービス	3,271	3,897
飲食業	1,551			
生活関連サービス業、娯楽業	2,345			
教育、学習支援業	38			
医療・福祉	2,648			
その他のサービス	2,349			
小計	47,095	小計	19,567	20,786
地方公共団体	6,128	地方公共団体	2,879	4,307
個人(住宅・消費・納税資金等)	26,647	個人(住宅・消費・納税資金等)	9,115	8,762
合計	79,871	合計	31,564	33,856

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類の改定に伴い、平成21年9月末より改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	平成21年9月末	平成20年9月末	
業務純益	176,266	143,582	
経常利益	148,597	147,582	
当期純利益	101,787	86,191	

金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額		貸倒引当金	保全率 (b) / (a)
金融再生法上の不良債権	21年3月期	4,251	4,133	2,074	2,058	97.21
	21年9月期	12,850	12,533	6,416	6,117	97.53
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21年3月期	2,206	2,206	436	1,770	100.00
	21年9月期	6,044	6,044	2,037	4,007	100.00
危険債権	21年3月期	2,000	1,881	1,596	285	94.07
	21年9月期	5,377	5,061	3,370	1,691	94.11
要管理債権	21年3月期	44	44	42	2	100.00
	21年9月期	1,428	1,428	1,009	418	100.00
正常債権	21年3月期	29,928				
	21年9月期	68,710				
合 計	21年3月期	34,180				
	21年9月期	81,560				

(注) 上記の平成21年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 平成21年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、同年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、同年3月末から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、平成21年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、同年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが3ヵ月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 平成21年9月末の「要管理債権」の金額は、同年3月末時点における残高を前提とし、同年3月末から9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに3ヵ月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、平成21年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。



「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」

債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

「要管理債権」

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。